

昭和57年度 同和問題講演会



人権週間中の12月9日、同和問題講演会が行われた

同和問題とは

同和問題とは、日本社会の歴史の流れの中で、封建時代に作られた身分制度がもとになって生まれた差別の問題です。

具体的には、日本国民の一部の人達が差別によって経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、とくにだれにでも保障されているはずの市民的権利と自由が、完全に保障さ

私たちは、だれでも幸せに生きたいと願っています。

私たちは、だれでも人間として尊重されたいと願っています。

私たちのこのような願いは、憲法によって「基本的人権」という、だれからも侵されない永久の権利として、すべての国民に保障さ

れています。

しかし、私たちのまわりには、基本的人権にかかわるさまざまな問題が存在し、このような願いをはばんでいるという現実があります。

なかでも、「同和問題」は、人間の自由と平等にかかわる、最も重大な社会問題です。

同和問題の理解のために

く関係のないことで、人を差別することは、その人のもつ基本的人権を踏みこじることになるのです。

同和問題の解決のために

この問題を解決するための基本的方策が「同和对策審議会答申」で示され、「同和对策事業特別措置法」が制定されておりましたが、その失効に引き続き、同和对策の新法として「地域改善対策特別措置法」が、昭和五十七年四月一日から施行されています。



これまで、本県でも、市町村と協力して、同和問題の早期解決のために、生活環境の改善、産業の

振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等の施策を積極的に推進して

まいりました。その結果、生活環境の改善等については、一応の進展をみておりますが、まだまだ不十分な面もあり、また依然として同和問題にかかわる差別事象が後を絶たないでいるのも事実です。今後とも、同対審答申の精神を尊重し、法律に基づき、諸施策の推進に努めてまいります。中でも、啓もう啓発、教育の充実、雇用の促進を重点課題として取り組んでいく考えであります。

また、同和問題は、基本的人権にかかわる国民的課題でありその解決には、すべての国民、県民の理解と協力が必要不可欠です。

したがって、この問題の解決のためには、国、県、市町村が一体となつて必要な施策を積極的に推進していくと同時に、県民ひとりひとりがこの問題についての理解と認識を深め、真剣に取り組む姿勢が必要です。

おわりに

県民の皆様方におかれましては、同和問題をみずからの課題として受けとめ、一日も早く差別をなくし明るい社会を実現するため、正しいご理解とご認識をさらに深められますようお願いいたします。

